

# 平成 30 年度長野市立戸隠公民館運営審議会 次第

日 時 平成 31 年 2 月 20 日 (水)  
午前 10 時から  
場 所 戸隠公民館 1 階研修室

## 1 開 会

## 2 あいさつ (越志会長)

## 3 会議事項 (議長：越志会長)

(1) 平成 30 年度戸隠公民館事業の実施状況について

(2) 平成 31 年度戸隠公民館事業計画 (案) について

(3) その他

## 4 その他

- ・ 交流センターについての情報提供
- ・ 公民館運営審議会委員の改選について

## 5 閉 会

# 平成30年度戸隠公民館 事業実施状況報告

〒 381-4104 長野市戸隠栃原4789番地				
TEL	( 0 2 6 )	2 5 2	-	2 2 2 1
FAX	( 0 2 6 )	2 5 2	-	2 9 5 0
人口	3, 4 1 8		世帯	1, 4 6 3

(平成31年1月31日現在)

## 1 地域公民館

地 域 公 民 館 名 (館数15)				
中 社	北 部	南 部	志 垣	追 通
宝 光 社	中 央	川 手	平	上 祖 山
上 楠 川	東 部	西 部	西 条	下 祖 山

## 2 予算・職員体制

### (1) 予算(単位 千円) 平成30年度当初

11,072

### (2) 職員

館 長	係 長	事務職員	事務職員
八田 秀明	高橋 努	木村 美貴	曾根原 末美

## 3 活動の重点目標と経過

### (1) ニーズに即応した講座の充実

利用者のニーズに応じ、「らくらくストレッチ体操教室」実施回数の拡大、「終活講座」「冬のお散歩」などの新規講座を実施しました。

### (2) 公民館施設の活用の工夫

公民館ギャラリーでの各サークル紹介・作品展示の実施、住民自治協議会主催行事等での公民館使用など公民館施設の有効活用を行いました。

### (3) 子育て支援や地域の学びの向上支援

「すこやか学級」の内容を充実させ、親子で参加して触れ合い学べる機会を増やしました。また、「歴史探訪」を引き続き実施し、子育て支援・地域を学び活動を展開しました。

### (4) サークル・グループ活動育成の支援

公民館講座からサークルへの移行をした「ひだまりの会」をはじめ、「戸隠囲碁クラブ」「手編みの会」等の貸館を通じて活動を支援しました。

### (5) 地域公民館との連携

15の地域公民館の活動の独自性を尊重するとともに、その代表者である戸隠地区住民自治協議会公民館委員会の委員と連携・協力し、公民館活動を充実させました。

### (6) 特色ある集会・行事や人権学習等の運営・支援

戸隠地区住民自治協議会と連携し、「レクリエーション大会」「市民運動会」「成人式」「文化祭・人権を考える集い」を実施しました。

4 事業概要 平成30年度 (H31.1.31現在)

(1)一般事業

事業区分	事業名	内 容	事業数	開催数	延参加者数		
					男	女	計
次世代育成	子ども体験教室(夏休み)	社会見学、ダルマの色付け体験	1	2	22	14	36
	子ども体験教室(春休み)	社会見学・体験 (3月20日実施予定)	1	1			
	子育て応援講座	性についての講演会	1	2	9	35	44
	赤ちゃん登校日	乳幼児とその保護者が中学校を訪問し中学生との交流	1	2	39	51	90
	すこやか学級	赤ちゃんとママの体づくり	1	17	91	292	383
高齢者学習支援	終活講座	終活の基礎やエンディングノート活用方法	1	3	18	27	45
文化教養	文化祭・人権を考える集い	ステージ発表(事業数・開催数・参加者数は人権学習事業に計上)	-	-	-	-	-
	公民館ギャラリー	公民館利用者等の作品等展示	1	1	71	137	208
	お山の音楽会(ゴールドフォレスト・サクソアンサンブル)	サクソ奏者による音楽会	1	1	7	19	26
	地区外めぐり	中野市の施設を見学	1	1	13	26	39
体育・レクリエーション	戸隠地区レクリエーション大会	地域公民館対抗レクリエーション大会(ソフトバレーボール、囲碁ボール、スマイルボウリング)	1	1	108	137	245
	第14回戸隠地区市民運動会	戸隠地区市民運動会	1	1	614	508	1,122
	らくらくストレッチ体操教室	楽しくストレッチ体操	1	39	6	478	484
人権学習	公民館委員会男女共同参画セミナー	住民自治協議会常任評議会との合同研修会	1	1	13	7	20
	文化祭・人権を考える集い	小中学生の作文発表、人権標語作品展示 講演「障がい者への理解と支援」	1	1	49	53	102
	文化祭・人権を考える集い実行委員会	実行委員会議、準備作業等	1	4	22	6	28
環境学習	花と緑を育てる学習会	トガクシショウマの栽培方法	1	1	23	25	48
	花の種・苗交換会	戸隠に適した草花の育て方、種・苗の交換会	1	1	0	5	5
	食の安全と自然環境を考える学習会	市内精米工場・下水道処理施設見学	1	1	3	13	16
地域力向上	成人式実行委員会・役員会	実行委員会議、準備作業等	1	4	21	14	35
	歴史探訪～歴史と自然を歩く～	戸隠地区内・地区外を歩いて歴史と自然に触れる	1	7	31	72	103
	地区レクリエーション大会実行委員会	実行委員会議、準備作業等	1	3	39	22	61
	戸隠地区市民運動会実行委員会	実行委員会議、準備作業等	1	4	78	51	129
	愛唱歌を楽しむ会	歌集「愛唱歌」を使つての合唱	1	10	9	63	72
	冬のお散歩	雪上を歩き戸隠の自然や景観を楽しみながら運動増進	1	3	2	7	9
	連続講座「冬にチャージ」	毎回異なる分野の講座を7回連続で開催し、個人の教養を高め、地域住民の交流	1	7	26	62	88
	公民館委員会・役員会	事業計画、地域公民館連携	1	3	18	13	31
成人祝賀	戸隠地区成人式	成人祝賀式他	1	1	36	18	54
広報・調査資料収集	館報発行事業	館報号発行、編集会議	1	4	0	6	6
合 計			28	126	1,368	2,161	3,529

5 運営審議会委員（敬称略）

氏名	所属等
越志 秀徳	元PTA会長
山中 悦子	公民館利用者代表
原山 武彦	元戸隠地区住民自治協議会公民館委員長
新井 利睦	元戸隠地区住民自治協議会長
伊藤 茂	戸隠小学校校長
市川 真規子	公民館利用者代表
和田 澄子	戸隠子どもプラザコーディネーター

6 利用状況（平成30年度 H31.1.31現在 延人数）

区分	団体数	回数	人員
次世代	2	3	192
女性	28	37	219
成人	32	73	596
高齢者	0	0	0
行政関係	24	29	1,141
公民館事業	28	59	1,044
その他	1	1	1
合計	115	202	3,193

7 公民館使用団体（平成30年度）

青少年教育	その他の団体6
女性教育	ひだまりの会、その他の団体3
音楽	その他の団体1
体育	戸隠ソフトボール協会 ふきのとう
手芸	手編みの会
囲碁・将棋	戸隠囲碁クラブ
その他	滔謳会（謡曲）、その他の団体2

平成31年度 長野市立戸隠公民館事業計画

No.	講座・行事名	平成30年度実施状況			平成31年度実施計画			
		期日・曜日	場所	回数	継続等	期日・曜日	場所	回数
1	すこやか学級（親子学級）	第1・3金曜日	戸隠保健センター他	19回	継続	第1・3金曜日	戸隠保健センター他	20回
2	赤ちゃん登校日	5/13（木）、10/23（火）	戸隠中学校	2回	継続	5/30（木）、10/21（月）	戸隠中学校	2回
3	子育て応援講座	10/17（水）、10/31（水）	戸隠保健センター	2回	継続・拡大	6/14 又は 6/28、7/26、9/13 11/22、1/24（金曜日）	戸隠保健センター	5回
4	らくらくストレッチ体操教室	第1・2・3・4月曜日	戸隠公民館	40回	継続	第1・2・3・4月曜日	戸隠公民館	40回
5	愛唱歌を楽しむ会	第1月曜日	戸隠公民館	11回	継続	第1月曜日	戸隠公民館	10回
6	花と緑を育てる学習会（トガクシショウマ）	6/19（火）	戸隠公民館	1回	継続	6/18（火）	戸隠公民館	1回
7	子ども体験教室（夏休み）	7/27（金）	篠ノ井、松代	1回	継続	8/9（金） 予備日7/29（月）	未定	1回
8	子ども体験教室（春休み）	3/20（水）	未定	1回	継続	3/19（木） 予備3/24（火）	未定	1回
9	歴史探訪（歴史と自然を歩く）	5月～11月	戸隠地区内 鬼無里	7回	継続	4/25（木）、5/23（木） 6/13（木）、7/18（木） 8/6（火）、9/10（火） 10/21（月）	戸隠地区内、 芋井、小川	7回
10	戸隠地区外めぐり	7/10（火）	中野市	1回	継続	6/25（火） 予備7/17（水）	未定	1回
11	花の種・苗交換会	4/24（火）	戸隠公民館	1回	終了			
12	食の安全と自然環境を考える学習会	11/15（木）	風間、赤沼	1回	継続	11/6（水） 予備11/20（水）	未定	1回
13	冬にチャージ	1月～2月	戸隠公民館	7回	継続	1/14～3/3 毎週火曜日	戸隠公民館	7回
14	公民館ギャラリー	11/30（金）～12/7（金）	戸隠公民館	1回	継続	12/6～12/13 （文化祭と同時期）	戸隠公民館	1回
15	館報「とがくし」の発行	6・9・12・3月	戸隠公民館	4回	継続	6・9・12・3月 （20日発行）	戸隠公民館	4回
16	お山の音楽会	5/27（日）	戸隠公民館	1回	継続	5/28（火）	戸隠公民館	1回
17	ダルマ色付け体験	8/1（水）	戸隠子どもプラザ	1回	終了			
18	終活講座	12/5、12/12、12/19 （水曜日）	戸隠公民館	3回	継続	12/3、12/10、12/17 （火曜日）	戸隠公民館	3回
19	冬のお散歩	1/24、2/7、2/21 （木曜日）	戸隠地区内	3回	継続	1月～2月	戸隠地区内	3回
20	園芸講座				新規	他講座の状況により決定		
21	絵手紙で年賀状				新規	他講座の状況により決定		
22	美文字講座				新規	他講座の状況により決定		

戸隠地区住民自治協議会との共催事業

行事名	内 容	場 所	開催予定日
レクリエーション大会	ソフトバレーボール ニュースポーツ（囲碁ボール、スマイルボウリング）	戸隠体育館 戸隠公民館	7月7日（日）
成人式	式典・祝賀会	戸隠公民館	8月15日（木）
市民運動会	第15回戸隠地区市民」運動会	戸隠運動場	10月14日（月）
文化祭	舞台発表、作品展示	戸隠公民館	12月8日（日）

学社連携事業

戸隠小学校・中学校の要請に基づき、新たに学校教育と社会教育の連携事業を検討します。

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	らくらくストレッチ体操教室 1月 愛唱歌を楽しむ会	1	水	1	土	1	らくらくストレッチ体操教室 1月 愛唱歌を楽しむ会	1	木	1	日	1	火	1	金	1	すこやか学級	1	水	1	土	1	日
2		2	木	2	日	2		2	すこやか学級 館長会	2	らくらくストレッチ体操教室 2月 愛唱歌を楽しむ会	2	水	2	土	2	らくらくストレッチ体操教室 2月 愛唱歌を楽しむ会	2	木	2	日	2	らくらくストレッチ体操教室 2月 愛唱歌を楽しむ会
3	3月 (ひだまりの会)	3	金	3	らくらくストレッチ体操教室 3月 愛唱歌を楽しむ会	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	3	火	3	金	3	木	3	火
4		4	土	4	火	4	木	4	木	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	水
5		5	日	5	水	5	金	5	金	5	木	5	土	5	火	5	木	5	日	5	水	5	木
6		6	月	6	木	6	土	6	火	6	金	6	日	6	水	6	金	6	月	6	木	6	金
7	7日 県議会選挙	7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	7	月	7	木	7	土	7	日	7	火	7	土
8	らくらくストレッチ体操教室 8月 (手編みの会)	8	水	8	土	8	らくらくストレッチ体操教室 8月 (手編みの会)	8	木	8	日	8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	日
9		9	木	9	日	9	火	9	金	9	月	9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	月
10	10月 (手編みの会)	10	金	10	月	10	水	10	土	10	火	10	木	10	日	10	火	10	金	10	月	10	火
11		11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土	11	火	11	水
12	12日 館長会	12	日	12	水	12	金	12	月	12	木	12	土	12	火	12	木	12	日	12	水	12	木
13		13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	金
14		14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	14	月	14	木	14	土	14	日	14	火	14	土
15	15月 (ひだまりの会)	15	水	15	土	15	月	15	木	15	火	15	日	15	金	15	日	15	水	15	土	15	日
16		16	木	16	日	16	火	16	金	16	月	16	水	16	土	16	月	16	木	16	日	16	月
17	17月 (ひだまりの会)	17	金	17	月	17	水	17	土	17	火	17	木	17	日	17	火	17	金	17	月	17	火
18		18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	18	金	18	月	18	水	18	土	18	火	18	水
19	19日 すこやか学級 事務担当者会議	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木	19	土	19	日	19	木	19	日	19	水	19	木
20		20	月	20	木	20	土	20	火	20	金	20	日	20	水	20	金	20	月	20	木	20	金
21		21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	21	月	21	木	21	土	21	日	21	火	21	土
22	22月 (ひだまりの会)	22	水	22	土	22	月	22	木	22	火	22	日	22	金	22	日	22	水	22	土	22	日
23		23	木	23	日	23	火	23	金	23	月	23	水	23	土	23	月	23	木	23	日	23	月
24		24	金	24	月	24	水	24	土	24	火	24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	火
25	25日 歴史探訪①	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	水
26		26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	26	土	26	日	26	木	26	日	26	水	26	木
27		27	月	27	木	27	土	27	火	27	金	27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	金
28		28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	28	月	28	木	28	土	28	日	28	火	28	土
29	29日 昭和の日	29	水	29	土	29	月	29	木	29	火	29	日	29	金	29	日	29	水	29	土	29	日
30		30	木	30	日	30	火	30	金	30	月	30	水	30	土	30	月	30	木	30	日	30	月
		31	金	31	水	31	土	31	日	31	木	31	火	31	日	31	火	31	金	31	日	31	火

# 公民館運営審議会 関係法令

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

## 第五章 公民館

（公民館運営審議会）

**第二十九条** 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

**第三十条** 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

# 公民館運営審議会 関係法令

## ○長野市立公民館条例

昭和 59 年3月 30 日長野市条例第 37 号

(公民館運営審議会)

**第 13 条** 法第 29 条第1項の規定により、公民館(指定管理者が管理する公民館を除く。)に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第 30 条第1項の規定により教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会の名称及び委員の定数は、[別表第4](#)のとおりとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

**第 14 条** 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 15 条** 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 長野市交流センターについて

### 1 モデル実施期間

**3年間** モデル実施する。

- ・1年目（2019年度）：運営、統計調査、効果及び課題等の把握
- ・2年目（2020年度）：運営、統計調査、効果及び課題等の整理、今後の方針（案）策定
- ・3年目（2021年度）：運営、交流センターの今後の方向性を決定

### 2 条例の制定

- ・条例名：長野市交流センターの設置及び管理に関する条例  
(規則：長野市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則)
- ・施行期日：平成31年4月1日  
※許可の申請は、準備行為として平成31年3月1日から行うことができる。

### 3 設置施設

公民館の名称 (移行前の名称)	交流センターの名称 (移行後の名称)	位置
長野市立柳原公民館	長野市柳原交流センター	長野市大字小島804番地 5
長野市立長沼公民館	長野市長沼交流センター	長野市大字穂保941番地
長野市立小田切公民館	長野市小田切交流センター	長野市大字山田中2545番地
長野市立篠ノ井公民館	長野市篠ノ井交流センター	長野市篠ノ井御幣川281番地 1

※長野市篠ノ井交流センターに、東福寺分館、川柳分館、共和分館、信里分館、西寺尾分館、塩崎分館の6分館を設置

【4月1日以降の公民館・交流センター数】

	公民館	交流センター
本館	25	4
分館	22	6
合計	47	10

### 4 交流センターで行う事業

- (1) 住民の交流の場の提供に関すること。  
⇒ 地域の団体等が、地域づくり、社会福祉、生涯にわたる学習活動、その他多様な活動等の場を提供する貸館事業
- (2) 住民の教養及び地域文化の向上に関すること。  
⇒ 教養講座（公民館の成人学校）の開設や交流センターが主催する生涯学習事業等
- (3) その他市長が必要と認める事業  
⇒ 成人式等

### 5 使用料、利用料金

【無料】 地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動で利用する場合（入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が行う場合を除く。）

【有料】 地域づくり活動、社会福祉活動、生涯学習活動以外に利用する場合  
入場料等を徴収し、若しくは営利を目的として行う場合又は市民以外の者が利用する場合

## 交流センターと公民館の比較

No.	項目	長野市交流センター	長野市立公民館
1	設置根拠	長野市交流センター設置及び管理に関する条例、同施行規則	長野市立公民館条例、同施行規則 ※社会教育法
2	施設の設置目的	【条例第2条関係】 地域づくりに関する活動、社会福祉に関する活動、生涯にわたる学習活動その他地域における多様な活動の場を提供することで、住民の教養及び地域文化の向上に資する事業を行い、住民の交流及び主体的な活動を促進し、地域の活性化及び住民の福祉の増進に資する。	【社会教育法第20条関係】 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。
3	事業	【条例第3条関係】 交流センターで行う事業 (1)住民の交流の場の提供に関すること。 (2)住民の教養及び地域文化の向上に関すること。 (3)その他市長が必要と認める事業  ※公民館と同様の事業は引き続き行う。	【社会教育法第22条関係】 社会教育法に規定されている公民館の事業 (1)定期講座の開設 (2)討論会、講習会、講演会等を開催 (3)図書、資料等を備え、その利用を図る。 (4)体育、レクリエーション等に関する集会 (5)各種の団体、機関等の連絡を図る。 (6)住民の集会その他の公共的利用に供する。
4	利用	【条例第8条関係】 《営利関係の許可》 住民自治協議会や地域の団体・企業による地域づくりに繋がる活動への利用 〔例〕 ・物販を伴う地域づくりのイベント(〇〇まつり) ・バザーやフリーマーケットの会場として利用 ・地元商店会の会議の会場として利用 など  ⇒内容を判断し、有料又は無料で利用可能  ※設置目的に沿った利用に限る	【社会教育法第23条第1項第1号関係】 《営利関係》 もっぱら営利に繋がると考えるものについては利用できない。 〔例〕 ・物販を伴うイベント ・フリーマーケット ・地元企業が打ち合わせに利用
		【規則第7条関係(販売行為等の禁止)】 基本的に、地域づくり活動に関連し、地域活性化に繋がると判断できれば、物品等の販売が可能。物品等の販売は事前の許可が必要。	
		《政治関係》 従来の利用に加え、政党、後援団体が総会、役員会を行う場合等に利用できる。(公職選挙法に抵触しないもの)	【社会教育法第23条第1項第2号関係】 《政治関係》 政治活動報告会、選挙期間中における個人・政党の演説会に限定(公職選挙法に抵触しないもの)
		《宗教関係》 宗教行事や布教活動には利用できない。一般的な研修や会議であれば、利用できる。	【社会教育法第23条第2項関係】 《宗教関係》 基本的には利用できない。
《その他》 ・福祉事業…介護予防・日常生活支援総合事業等に利用できる。	《その他》 福祉事業の活動に制約がある。		

No.	項目	長野市交流センター	長野市立公民館
5	利用単位	<p>【条例第9条関係】 1時間単位の利用 ・1回の利用は、原則として4時間が限度</p>	<p>午前、午後、夜間の3区分を区分別に利用 ・午前＝3.5時間(8:30-12:00) ・午後＝4.0時間(13:00-17:00) ・夜間＝4.0時間(17:30-21:30)</p>
6	使用料	<p>【条例第11条関係】            &lt;&lt;無料&gt;&gt;            入場料や参加料を徴収しない次の利用            ・地域づくりに関する活動(住民団体が緑化活動等地域づくりに関する会議等)            ・社会福祉に関する活動(介護予防・日常生活支援総合事業等)            ・生涯にわたる学習活動(同好会やサークルの学習活動)</p> <p>&lt;&lt;有料&gt;&gt;            設置目的に沿った次の利用            (1)【無料】の「地域づくり」「社会福祉」「生涯にわたる学習」活動以外で、入場料等を徴収しない利用            (2)入場料等を徴収、または営利を目的として交流センターを利用…(1)×3倍            (3)市民以外の者の利用…(2)×2倍</p>	<p>&lt;&lt;無料&gt;&gt;            ▼目的外使用料は有料(長野市立公民館条例別表に規定)</p>
7	教養講座(成人学校)	<p>【条例第13条、14条関係】            &lt;&lt;教養講座&gt;&gt;            ※高齢者や特定の者に固定化してきているので、講座の実態に沿った名称とし、若い人や新規の人にも分かり易く、参加しやすい名称としたもの</p>	<p>【公民館条例第9条、10条関係】            &lt;&lt;成人学校&gt;&gt;            ※公民館が開設する成人学校と規定</p>
8	審議会等	<p>◆直営…(仮称)交流センター協議会            ※要綱により各交流センターごとに設置            ◆指定管理者…(仮称)交流センター運営委員会            ※実施要項で、設置を求める項目により、指定管理者が設置</p>	<p>◆直営…公民館運営審議会(附属機関)            ※社会教育法で審議会の設置ができる規定があり、各公民館ごとに設置            ◆指定管理者…公民館運営委員会            ※実施要項で、設置を求める項目により、指定管理者が設置</p>
9	メリット	<p>・住民の身近な所で学習機会が得られる。            ・地域住民の課題に沿った学びの企画を実施できる。            ・利用制限の緩和(地域づくりに繋がる物販を通じた交流が可能(許可制))。            ・介護予防・日常生活支援総合事業等、福祉事業を行うことができる。            ・地域の活性化に関する有償の講演会、イベント等を開催できる。</p>	<p>・住民の身近な所で学習機会が得られる。            ・地域住民の課題に沿った学びの企画を実施できる。</p>
10	デメリット	<p>・利用の幅が広がることで、利用申請が増加した場合、希望する時間を取り難くなる可能性がある。            ※モデル試行で把握していく。            【対応】            貸し出しを半日単位から時間単位にすることで、空き時間の利活用を図る(条例第9条関係)。</p>	<p>・地域づくりに繋がる物品の有償提供ができない。            ・地域の活性化に関する有償の講演会等の開催に制約がある。            ・福祉事業の活動に制約がある。</p>